

八幡川漁業協同組合内水共第 17 号、内水共第 18 号、内水共第 19 号及び内水共第 20 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、八幡川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 17 号、内水共第 18 号、内水共第 19 号及び内水共第 20 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ます、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、つけ釣、抄網（にごりかけを含む）及びうなぎ籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、つけ釣、抄網（にごりかけを含む）及びうなぎ籠による場合は、第 10 条の規定により遊漁の中止を命ぜられ、又は以後の遊漁を拒絶された者である場合を除き、その他の場合は、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
ます	4月1日から8月31日まで
うなぎ	4月1日から10月31日まで

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 統数又は規模
投網、建網、抄網（にごりかけを含む）	1人当たり1統以内
うなぎ籠	1人当たり5個以内

（禁止区域）

第5条 次の区域においては、自然増殖等の促進のため、遊漁をしてはならない。

- (1) 橋山川における北広島町空城「苧尾橋」から上流
- (2) 空城川における北広島町空城「新田屋橋」から上流
- (3) 馬ノ原川における北広島町荒神原「馬の原橋」から上流
- (4) 苧屋形川における北広島町苧屋形「梅之木井堰」から上流
- (5) 大暮川における北広島町深山「阿佐山橋」から上流
- (6) 丁川における「鉞口橋」から上流

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣、抄網、つけ針、うなぎ籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい	手釣、竿釣、つけ針、抄網（にごりかけを含む）、うなぎ籠	日券	年券
ます		2,000円	4,000円
うなぎ			

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい	投網、建網	日券	2,000円
		年券	4,000円
ます	投網	日券	2,000円
		年券	4,000円
こい、ます、うなぎ	やす	日券	2,000円
		年券	4,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣、つけ針、抄網（にごりかけを含む）、うなぎ籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	八幡川漁業協同組合	広島県山県郡北広島町大暮 85-3	0826-38-0734
(2)	その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁する場合川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別記様式第1号)

遊漁承認証

表		裏
No. _____		<p>《魚種及び魚期》</p> <p>●あまご、いわな等ます類魚群 (4/1 日の出より 8/31) ●うなぎ(4/1～10/31) ●こい(1/1～12/31)</p> <p>◎漁具・漁法：竿釣</p> <p>◎遊漁料：3,000 円</p> <p>《お願い》</p> <p>・遊漁証に名前、年齢を記入して見える場所につけて入漁し遊漁規則を守り安全に遊漁を行ってください。・遊漁監視員の要求があったときはこれを提示してください。・この遊漁証はご本人以外では使用しないでください。</p>
氏名	遊漁証	
年齢	才	
八幡川漁業協同組合 ☎0826-38-0734		

(別記様式第2号)

漁場監視員証

表	裏
No. _____	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本証を常に携帯して漁場監視員を表示する腕章をつけること。2. 遊漁規則の励行に関しては必要な支持を行う事。3. 違反者を発見したときは直ちに遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。4. 監視員はこの章の期間が満了したときは直ちに本証を返却すること。
漁場監視員証	
次の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所 氏名 (年齢 才) 有効期間 年 月 日～ 年 月 日 八幡川漁業協同組合 (印)	